

＜此花区在宅医療・介護連携相談支援室 電話 080-4702-1960＞

① **会内活動** ～新型コロナウイルスの収束、いや終息を祈願しながら！～

◆「**此花区医師会定例総会**」(於・此花会館4階402・403号室)

6月10日(水)に開催され、板東会長の挨拶の後、新年度の事業計画・予算が決定されました。他に、前年度の会務報告や決算・監査報告等がありました。

◆「**新型コロナウイルス感染症に関するPCR外来**」への出務

内容は、検査場(東成区)での日中常駐で、ドライブスルー方式での検体採取になります。

◆「**此花区医師会ホームページ**」の改訂 ⇒ **新コーナーに乞うご期待下さい！！**

①「新着情報」に、新型コロナウイルス関連の記事等をアップしています。

②現在、「在宅医療・介護連携推進事業」のコーナー新設に向けて、記事を精査中です。

◆「**此花区医師会訪問看護ステーション**」:四貫島 2-18-13・電話 6460-3356/FAX 6460-3358

医師会立ステーションです。4月より前任者の定年に伴い、管理者が田中理恵看護師に交代しました。受付時間は9:00～17:00(土日祝・年末年始除く)です。宜しくお願いします。

② **お知らせ** ～国民生活センター・消費者ホットライン0120-213-188か188(有料)～

◎消費者庁・国民生活センターでは、引き続いて、高齢者を中心に、**特殊詐欺**への注意を呼び掛けています。特に、給付金詐欺が多発しています。変な電話がかかってきましたら、すぐに切り、上記ホットラインに連絡するようにしましょう(呼び掛けましょう)。

◎新型コロナウイルスに備えて、その**専用病院**として、大阪市立十三市民病院(淀川区・受け入れ可能病床数90床)と錦秀会阪和第二病院(住吉区・同24床)が稼働中です。また、秋以降、インフルエンザの流行と重なる懸念もあり、更なる医療体制の整備は必須となっています。

◎マスクが市中に出回っていますが、マスクの高品質の目安の一つとしては、一般社団法人日本衛生材料工業連合会の「**全国マスク工業会会員マーク**」(右記)が、袋や箱に付いているかどうかです。これがあるか確かめてみて下さい。「Made in China」でも、このマークが付いていることがあります。



この今も闘っている
医療現場のためにも。



＜厚生労働省＞

(注)「アマビエ」は、伝説の半人半魚・妖怪で、海中から光輝く姿で現れ、豊作・疫病などに関する予言をすると伝わっています。新型コロナウイルスに対して、「疫病退散に御利益があるというアマビエの力を借りよう」との発想がSNSで広まったことで、厚生労働省はこれにあやかり、上記ポスター等を作りました。現在、アマビエせんべいやアマビエまんじゅう、アマビエストラップ、アマビエTシャツ…とアマビエ商品が多数出されています。

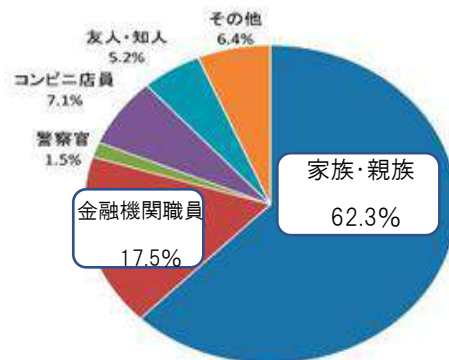
③ **トピックス** ～悪いヤツは、夜も昼も詐欺を企んでいます。私たちも見守りをしましょう！～

☆日本医師会総合政策研究機構(**日医総研**):平成9(1997)年4月、「人にやさしい医療を目指して」を掲げて、日本医師会が目指す国民のための医療政策展開をサポートするためのシンクタンクとして設立され、医療政策、地域医療、医療経営等の研究領域について、成果を発表しています。所長は、日本医師会長が兼ねています。

現在、マスクが出回ってきていますが、粗悪品が多く、今般日医総研では、輸入マスク(N95)におけるフィルターの測定評価を行っています。

☆特殊詐欺の**未然防止率**:新型コロナウイルスに便乗した特殊詐欺が増えています。大阪府警察本部によれば、昨年のおおさか府での発生は1,807件(全国の約11%)で、被害額は25億円に上りました。一方、周囲などの指摘で、詐欺と気づいたケースは976件で、未然防止率は約54%、未然防止金額は約5億円強となりました。未然防止者は、家族・親族(62.3%)、金融機関職員(17.5%)、コンビニ店員(7.1%)などです。

未然防止者の内訳(令和元年1～12月)



☆**成年後見制度3**:成年後見制度は、民法改正により、介護保険制度と同時に、2000(平成12)年にスタートしました。昨年の厚生労働省認知症サポート医養成研修テキストによれば、全国の成年後見制度(特に、法定後見)の現状、課題等が次の通り挙げられています。

- 現在の利用者数が少ない(平成30年12月31日現在で、218,142人)
 - 後見・保佐・補助のうち、後見類型の利用者(成年後見人・成年被後見人)の割合が、78.7%を占める
 - 弁護士、司法書士、社会福祉士、行政書士等の専門職後見人が選任される割合が、76.8%。
- その中には、本人の意思決定支援や療養看護など福祉的視点に乏しい運用もあるとの指摘あり
- 主な申立て動機は、「預貯金等の管理・解約」が30,500件、「療養看護」が14,906件
 - (4親等以内の親族がいないなどの理由で行う)市区町村長による申立てが増加

<参考>

- ◆改正戸籍法第87条の規定が5月1日に施行され、「死亡届」を出せる人(死亡届出人)に任意後見受任者が加わりました。これにより、同居親族、その他の同居者、家主、地主、家屋管理人、土地管理人、後見人、保佐人、補助人、任意後見人、任意後見受任者の他に、公設所の長(公立病院長等)が死亡届出人になります。また、私立病院長は、家屋管理人に該当します。しかしながら、これら死亡届出人がいない場合は、市町村長の職権で、記載の削除という方法が取られます。なお、もちろん、「死亡診断書」を書くのは、医師です。

④ **ご案内** ～コロナ禍で色々なことが起こっています！～

■大阪府「おおさか精神科救急ダイヤル」:0570-01-5000

(平日17:00～翌9:00、土日祝・年末年始9:00～翌9:00)

■厚生労働省「児童虐待通告ダイヤル」:情報提供の場合は、全国共通「189」(いちはやく)で、固定・携帯電話ともに通話料無料。相談の場合は、0570-783-189(有料)

■大阪府動物虐待「おおさかアニマルポリス」:担当者が犯罪と判断すれば大阪府警察本部に連絡し、そうでなければ行政対応としている。#7122(悩んだら・わん・にゃん・にゃん)